

お知らせ INFORMATION

個人住民税、国保税及び介護保険料の減免について

個人住民税、国民健康保険税及び介護保険料については、災害等のほか廃業、休業若しくは失業またはけがや病気等により、前年より著しく収入（所得）等が減少するなど、経済的に税の納付が困難となった場合には、納税者の申請によって、一定の基準によりその税額を減免する制度があります。

この減免制度の内容及び基準等について詳しくは、税務課課税係までお問い合わせください。

問合せ 市税務課課税係 TEL72-1111 内線154・155

事業主のみなさんへ 年末調整説明会を開催

給与所得者のための年末調整説明会を開催します。

日時 11月15日(火)

①午前10時～ ②午後1時30分～ (2回開催)

会場 南薩地域地場産業振興センター

問合せ 市税務課TEL72-1111 内線154・155

知覧税務署 TEL83-2411

個人事業者のみなさん
売上1,000万円を超えていませんか？

前々年の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になります。

新たに消費税の課税事業者となる方

◇速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

◇日々の記帳や書類の保存が必要です。

※簡易課税制度を選択する場合には、あらかじめ「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

個人の消費税新規課税事業者の皆さんへ

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成18年1月1日～3月31日の期間内に、平成17年分消費税の確定申告と納付が必要となります。(簡易課税制度の適用を受けようとする方は、平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません)

問合せ 知覧税務署個人課税部門 TEL83-2413

★消費税に関する一般的な相談や記帳等に関する相談は、次の機関でもお受けしております。

★枕崎商工会議所 TEL72-3341

★南九州税理士会知覧支部 TEL53-8945

★熊本国税局税務相談室鹿児島分室 TEL099-255-8118

消費税の納付をお忘れなく！

消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税。事業者のみなさんが期限内に納めるためには…

①納税資金の積立て：いざ納付というときに資金不足とならないよう納税資金の積立てをしておきましょう。

②振替納税：個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。

Q & A

この税制改正により、税金はどれくらいの影響があるの？



(例3)

夫68歳・妻67歳の夫婦2人世帯で、夫は年金収入360万円のみで妻は年金収入50万円のみの場合（夫は妻を扶養にとっている）

夫		17年度(16年分)	18年度(17年分)
所得金額		1,950,000円	2,325,000円
住民税	市民税均等割	3,000円	3,000円
	市民税所得割	14,300円	39,200円
	県民税均等割	1,500円	1,500円(500円)
	県民税所得割	9,500円	26,100円
国民健康保険税		193,500円	222,400円
介護保険料		54,750円	65,700円
合計		276,550円	357,900円

※()は、森林環境税で内書

前年との差額 81,350円

①住民税は、高齢者控除の廃止及び公的年金控除の変更により、18年度課税は所得割額が上がった。

②国民健康保険税は、所得割の部分が増えたことにより保険料が上がった。

③介護保険料は、課税世帯のままだが、所得金額200万円以上となったため保険料が上がることとなった。

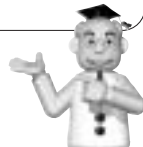
※妻の所得金額は0円で、住民税は非課税。介護保険料はかわらず。国民健康保険税は世帯で年税額を算定するので、夫を参照。

※国民健康保険税・介護保険料については、現行制度で試算したものです。

※介護保険料については、平成18年度に見直しがあります。

65歳以上の方でも、夫と死別している方などは、寡婦非課税の適用があります。

また、障害者手帳の交付を受けている方は障害者非課税の適用があります。この場合、年金収入245万円以下の方は非課税となります。ただし、寡婦非課税や障害者非課税の適用を受けるには、所得税の確定申告または住民税申告の際、申告が必要になりますのでご注意ください。



(例1)

67歳の1人世帯で、年金収入170万円のみの場合

		17年度(16年分)	18年度(17年分)
所得金額		300,000円	500,000円
住民税	市民税均等割		1,000円
	市民税所得割	所得金額が125万円以下のため非課税	1,100円
	県民税均等割		800円(500円)
	県民税所得割		700円
国民健康保険税		13,800円	50,000円
介護保険料		32,850円	54,750円
合計		46,650円	108,350円

※()は、森林環境税で内書

前年との差額 61,700円

①住民税は、年齢65歳以上で所得金額125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になったことにより、18年度課税は均等割額・所得割額(経過措置により1/3課税)が課されることとなった。

②国民健康保険税は、軽減判定7割軽減であったものが2割軽減となり、また、所得割の部分が増えたことにより保険料が上がった。

③介護保険料は、非課税世帯が課税世帯になったことにより保険料が上がることとなった。

(例2)

67歳の1人世帯(寡婦)で、年金収入170万円のみの場合

		17年度(16年分)	18年度(17年分)
所得金額		300,000円	500,000円
住民税	市民税均等割		
	市民税所得割	所得金額が125万円以下のため非課税	所得金額が125万円以下のため非課税(寡婦非課税の適用)
	県民税均等割		
	県民税所得割		
国民健康保険税		13,800円	50,000円
介護保険料		32,850円	32,850円
合計		46,650円	82,850円

前年との差額 36,200円

①住民税は、年齢65歳以上で所得金額125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になったが、18年度課税は、寡婦非課税の適用になるため非課税。

②国民健康保険税は、軽減判定7割軽減であったものが2割軽減となり、また、所得割の部分が増えたことにより保険料が上がった。

③介護保険料は、非課税のままなのでかわらず。

税制改正により
平成18年度の
住民税が
次のとおり
改正されます

◆高齢者控除の廃止

これまで、65歳以上の方に認められていた高齢者控除が廃止されます。

◆公的年金等控除の変更

65歳以上の方の年金収入を雑所得におおす計算式が変更になります。

◆65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止

年齢65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されます。ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた方については、平成18年度は税額を3分の1、平成19年度は3分の2とする経過措置が設けられています。

◆定率減税の縮小

個人住民税に係る定率減税の額が、これまでの2分の1に縮小されます。(15%→7.5%)



11月11日～17日
税を知る週間です